

あなたには、ご自身の医療費がい くらになるかを示す「最善見積書 (Good Faith Estimate)」を受 領する権利があります

法の下では、医療提供者は保険に加入していない、あるいは保険を利用しない患者に対して、医療用品や医療サービスに関する費用の見積もりを提示する必要があります。

- あなたには、緊急外使用の用品やサービスの総見積り額に関する最善見積書 (Good Faith Estimate) を受領する権利があります。この中には、医学的検査、処方薬、設備、入院費用などの関連費用が含まれます。
- あなたが医療サービスや医療用品を受ける 1 日以上前に、医療提供者から最善見積書 (Good Faith Estimate) を書面で渡されていることを確認してください。また、あなたの医療提供者や選択した他の医療提供者に対して、用品やサービスを受ける前に最善見積書 (Good Faith Estimate) を提示するよう要求することができます。
- 400 米ドル以上の最善見積書 (Good Faith Estimate) を受け取った場合には、請求に対して争議することができます。

- 必ず最善見積書（Good Faith Estimate）のコピーや画像を保管しておいてください。

最善見積書（Good Faith Estimate）の権利に関するご質問や詳細は、
www.cms.gov/nosurprises で確認するか、1-800-985-3059 までお電話
ください。